生ごみ処理機の補助について

ごみの減量化および資源化を図るとともに、生活環境を保全することを目的として、生ごみ処理機器の購入に対して補助を行っています。

詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

◆電動生ごみ処理機

【補助率】購入費の１／３（上限２万円）

◆コンポスト

【補助率】購入費の１／２（上限５千円）

◆水切りバケツ

【補助率】購入費の１／２（上限２千円）

※１家庭２基までの補助となります。

※水切りバケツとは、生ごみを密閉し水切りした水を抜くことが出来る容器です。

問合先　生活環境課☎32－3033

ガス設備保安点検のお知らせ

ガス水道局では都市ガスをより安全に、安心してお使いいただくため、ガス事業法に基づき、都市ガスをご利用のお客さまのガス設備・ガス器具の保安点検を実施しています。ガス水道局より委託された点検員がお伺いしますので、点検作業にご理解とご協力をお願いします。なお、点検作業は20分程度です。

※点検訪問の際、お客さまから費用をいただくことはありません。

10・11月点検予定地区

金浦字…十二林、南金浦、塩焚浜、堀切、浜の田、花潟、金浦

問合先　ガス水道局☎37－3131

高齢者等声掛け見守り巡回日程

右記の日程で訪問します。75歳以上の高齢者のみの世帯が対象です。65歳以上の高齢者がいる世帯も、希望があれば訪問します。

期日	巡回地域
9月19日(火)	観音森、大須郷、川袋、小滝
20日(水)	小砂川１区・２区
21日(木)	大砂川、砂山、西中ノ沢、鳥屋森、34区
22日(金)	大谷地、栄町、関、立石１区・２区、はまなす
25日(月)	32区、上狐森、桜ケ丘、鳥の海１区・２区
26日(火)	28区、29区、30区、31区、33区、松ケ丘
27日(水)	武道島１区・２区、潟見町１区・２区
28日(木)	下新町、上新町、冠石、下荒屋、上荒屋、浜畑、臨海
10月　2日(月)	駅前、荒古屋、中橋町
3日(火)	横町、妙見町、下浜の町、上浜の町
4日(水)	下浜山、大塩越、島、向山、小浜・唐ヶ崎、大町

問合先　市社会福祉協議会☎32－3010　子育て長寿支援課☎32－3042

いきいき運動教室に参加しませんか？

10月初旬から、一般介護予防事業「いきいき運動教室」が行われます。これは、ストレッチ体操や筋力アップ体操等を中心に足腰の運動機能や柔軟性などを高め、介護が必要な状態にならないための運動教室です。

今回はエニワンでの開催となるため、65歳以上で金浦地区在住の方が対象となります。お誘いあわせのうえ、お申し込みください。※身体状況により、参加をお断りする場合もあります。

◆いきいき運動教室（約３カ月間で全12回コース）

日時　基本毎週月曜日　午後１時30分～３時

場所　エニワン　※送迎もあります

申込　９月22日(金)まで地域包括支援センターへ

問合先　子育て長寿支援課　地域包括支援センター☎32－3045

＝防災行政無線＝ 情報伝達訓練の実施

９月27日午前９時30分より、**弾道ミサイルが発射されたことを想定した**情報伝達訓練をおこないます。防災行政無線より、弾道ミサイルが発射されたときに実際に流れる音声を放送しますが、**訓練ですので、ご理解とご協力をお願いします。**

また、実際に弾道ミサイルが発射された際の行動については、市ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。

情報伝達訓練実施日時　**9月27日(水)　9：30～**

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Ｊアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

❶速やかな避難行動

❷正確かつ迅速な情報収集

屋外にいる場合　できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下鉄や地下駅舎などの地下施設

建物がない場合　物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合　窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

※内閣官房国民保護ポータルサイトより

問合先　防災課☎43－7504

にかほ市地域包括ケアシステムシリーズ　第１回　『住まい』

地域包括ケアを支える取り組みについて、各分野からシリーズで紹介します。１回目は「住まい」です。生活の基盤として、その人の心身の状態に合った「住まい」が整備されていることが、地域包括ケアシステムの前提となります。自宅を住みやすいよう住宅改修をしたり、心身の機能低下により自宅での生活が困難な場合は、その状態に適応した「住まい」に住み替えることが必要です。

市では「高齢者住宅バリアフリー改修事業」を行っています。これは、65歳以上で要介護等認定を受けていない方が手すりの設置や段差の解消等により、住み慣れた家での生活を継続できるように改修し、その費用に対して、１／２を助成（上限10万円）するものです。また、介護保険事業でも認定を受けた方に対して、上限20万円の助成により住宅を改修できる事業もあります。

こういった事業を活用し、「住み慣れた住まい」での継続した生活ができるようサポートしていますので、まずは市やケアマネジャー等へご相談ください。

＝＝高齢者住宅バリアフリー改修事業＝＝

問合先　子育て長寿支援課　地域包括支援センター☎32－3045